

第4章 道路台帳システムの入力項目内容とその説明

1 概要

道路台帳システムへの道路現況のデータ入力は、「道路現況総括原票」により行う。構造物が存する場合は、更に「橋梁原票」「トンネル原票」又は「踏切道原票」によりデータ入力を行う。

基本コードの変更は、「キー変換原票」「起・終点変換原票」又は「枝番振り直し原票」により行う。次よりそれぞれの内容について解説する。

(1) 道路現況総括原票

ア 入力コード

(ア) 作業区分

新規：1 修正：2 削除：3

(イ) 原票区分

道路総括原票：1

(ウ) 単位区分

1枚の原票で、1ユニットの入力をする場合：1

(ブロック、ユニット、分割は「起点」へ記入する。)

1枚の原票で、1ブロックの修正をする場合：2

(「起点」のブロックを記入、ユニットはアスタリスク(*) 詰めとする。「終点」には何も記入しない。)

1枚の原票で、複数のユニットを修正する場合：3

(「起点」「終点」とも記入する。複数のブロックを修正する時は、起点の始めのユニットと終点の最終ユニットを記入する。)

イ 基本コード

(ア) 事務所コード：「第5章 コード表」による

(イ) 支所コード：「第5章 コード表」による

(ウ) 路線番号：「第5章 コード表」による

(エ) ブロック：以下のように記入すること。 5B→05 12B→12

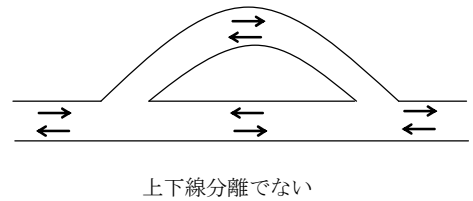
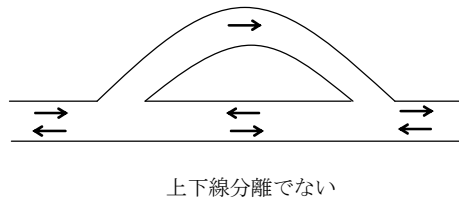
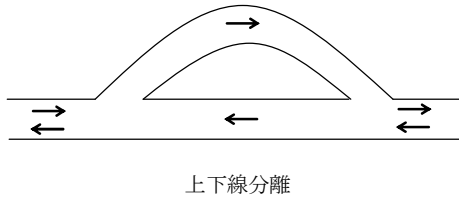
(オ) ユニット：以下のように記入すること。 7U→070 2-1U→021

先頭の2桁はユニット番号を、下1桁は枝番を示す。

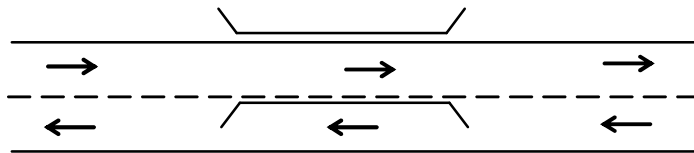
(カ) 分割番号

本来1つのユニットであるが、橋梁などで側道橋が設置されている場合や、そのユニットが複数の構造形態をしているもの、また、明らかに上下線が構造上分離しているなどの場合に記入する。延長の算出には、分割番号「1」の延長のみ使用され、面積はすべてのユニットの和となる。分割していない場合は、分割番号は「0」とする。(スペースで入力した場合は、分割番号「0」となる。) 分割番号は「0～9」まで使用可能である。

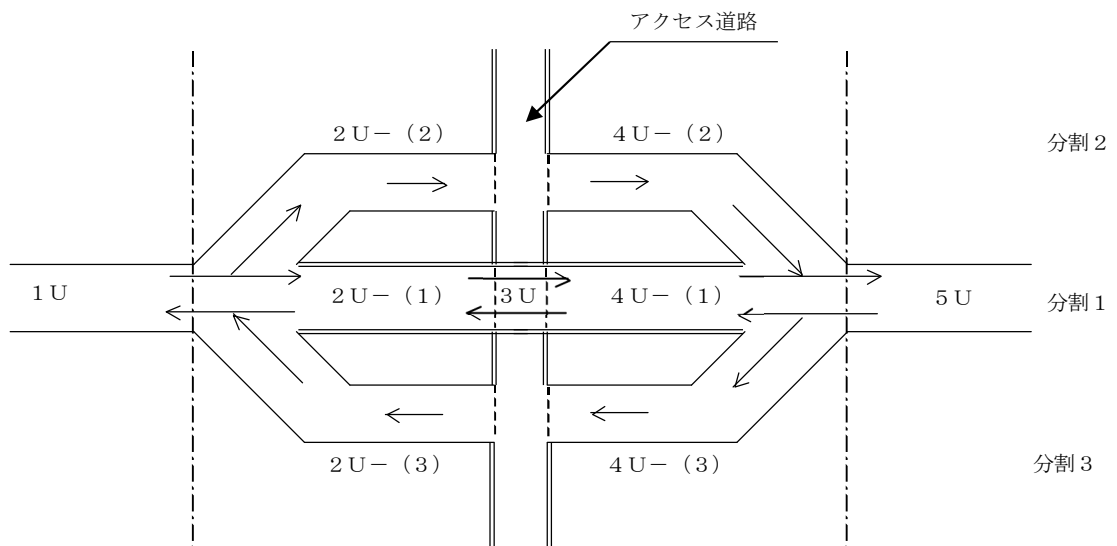
①上下線が下图のように分離されている場合



②1つの区間で片側の車線が橋梁等の構造物、他方が道路などの場合



③ランプ構造の場合



ウ 基本データ

(ア) 市町コード : 「第5章 コード表」による。

(イ) 大字コード : 「大字コード表」による。

(ウ) 現道・旧道区分

現道・旧道・新道の区分を「第5章 コード表」により入力する。

- (エ) 上下線区分
当該ユニットが上下線分離の場合、上下線の区分を「第5章 コード表」により入力する。
- (オ) 一方通行区分
当該ユニットが一方通行である場合、通行できる方向を「第5章 コード表」により入力する。
- (カ) 路線分割
路線の通過経路を表現するものであり、当該ブロックのある市町から路線が他の市町を経過して、再度当該市町に戻ってくる場合に、起点側から市町界で路線を分割して番号をつける。
- (キ) 有料・無料区分
「第5章 コード表」により入力する。
- (ク) 有料道路番号
有料・無料区分で「有料」とした場合、有料道路名を「第5章 コード表」により入力する。
- (ケ) 自歩道専用区分
ユニットが自歩道である場合、自転車・歩行者の通行できる区分を「第5章 コード表」により入力する。
- (コ) 自動車専用区分 (P. 5-9参照)
ブロックが道路法第48条の2の規定により、指定された自動車専用道である場合、「第5章 コード表」により入力する。
- (サ) 地形区分
「第5章 コード表」により入力する。
なお、区分の規定は「全国道路交通情勢調査」の沿道状況調査区分によるものとする。
- (シ) 区間延長
区間延長は0.1m単位で入力する。なお、小数点の入力及び0埋めはしない。
- エ 幅員データ
- (ア) 各種幅員データ
幅員のデータ入力は0.01m単位（ただし、法面等幅員は0.1m単位）で入力する。なお、小数点の入力及び0埋めはしない。（路肩0.5m未満で入力した場合、エラーとなる）
- オ 構成要素
- (ア) 建設年次
ユニットを構成する構造物（道路・橋梁・トンネル・踏切）の建設年次（暦年）を入力する。
＜元号＞ 明治：1 大正：2 昭和：3 平成：4 令和：5
＜年＞ 建設年次（暦年）を数字2桁で記入する。（例：元年→01）
- (イ) 基本分類
ユニットの形式区分を「第5章 コード表」により入力する。
- (ウ) 箇所区分
ユニットが橋梁・トンネルの場合、自地域内・市町界・県界のうち、どれに該当するかを「第5章 コード表」により入力する。
（注）以下基本的に、コード入力箇所を「空白」にしたいときは、「9」を入力するが、「第6章 エラーコード表 1 項目チェック内容」を参照のこと。
- (エ) 区間状況
未重用・重用・交通不能等の区分を「第5章 コード表」により入力する。
- (オ) 改良・未改良区分
規格改良済区間・準改良区間・未改良区間の別を「第5章 コード表」により入力する。
- (カ) 車線数
車線数（右折・左折等のレーンを含む）を入力する。
- (キ) 歩道種別
部分自歩道の区分を「第5章 コード表」により左右別に入力する。

(ク) 曲線半径

ユニット内の半径30m未満の箇所数を入力する。なお、1ユニット9箇所以下となるようにユニットを設置する。また、ユニットをまたがるものについては前ユニットに含める。

(ケ) 縦断勾配

ユニット内の縦断勾配が8%以上の箇所数を入力する。なお、1ユニット9箇所以下となるようにユニットを設置する。また、ユニットをまたがるものについては前ユニットに含める。

(コ) 交差箇所数（道路部）

全幅4.0m以上の道路との交差箇所はすべてカウントする（ユニット自体が交差点である場合も1箇所として入力する）。なお、交差道路が10m以内の食い違いの場合は1箇所とみなす。また、十字型交差・T字型交差・三叉路も1箇所とする。

(サ) 交差箇所数（鉄道）

ユニットが鉄道と交差している場合、箇所数を入力する。また、民間鉄道（JR含む）と専用鉄道が混在している場合、それぞれ1箇所として計算する。なお、この項目は道路部だけでなく、橋梁部・踏切部にも適用する。

*道路部の場合は立体交差（アンダーパス）、橋梁部の場合も立体交差（オーバーパス）、踏切部の場合は平面交差と考える。

(シ) 立体横断施設箇所数

1ユニットに横断歩道橋・横断地下道を1箇所以下とし、「第5章 コード表」により種類別に入力する。

(ス) バス路線

ユニットがスクールバスを含むバス路線である場合、「第5章 コード表」により次の区分により入力する。

(セ) 異常気象時通行規制区間

ユニットが異常気象時通行規制区間に指定されている場合、「第5章 コード表」により入力する。

(ソ) 地震緊急輸送路

ユニットが地震緊急輸送路に指定されている場合、その区分を「第5章 コード表」により入力する。

(タ) 都市計画・市街化区域区分

ユニットが都市計画区域・市街化区域に指定されている場合、その区分を「第5章 コード表」により入力する。

(チ) 照明施設数

ユニット内にある照明施設数を入力する。トンネルの場合、全数を入力する。

(ツ) 路側状況

ユニットの路側状況について、側溝・法面・安全施設の各内容を「第5章 コード表」により入力する。

なお、側溝、安全施設設置状況については、1カ所に複数のものが設置されている場合最も重要なもの（強度が高い、側溝の場合は流量が多いなど）を入力する。

カ 舗装関係データ

(ア) 変更区分

舗装施工年度及び舗装の種類について、3回まで入力が可能となっている。変更区分欄は修正（入力したデータに間違いがあったときに使用）・補修（舗装補修による年度の更新時に使用）の別を下記に従って入力する。

<修正>

照合一覧表により、修正したいデータの番号（1～3）を入力する。その際には、路面種別・元号・年のすべてを入力すること。

<補修>

舗装補修によりデータを更新する際は、変更区分欄は空白とし、路面種別・元号・年のす

べてを入力する。システムに入力すると「1のデータが2に移行」、「2のデータが3に移行」、「3のデータが削除」の処理がされる。

(イ) 路面種別

路面種別として下記により区分し、「第5章 コード表」により入力する。

(ウ) 元号

「建設年次」参照。

(エ) 年

「建設年次」参照。

キ 交通量関係

(ア) 前回交通量

前回に行った交通量調査の結果から、「第5章 コード表」により入力する。

(イ) 今回交通量

今回に行った交通量調査の結果から、「第5章 コード表」により入力する。

(ウ) 観測地点

交通量の観測地点番号を入力する。

ク 植樹施設

(ア) 施設

中央帯及び歩道等の植樹施設設置状況に応じて「第5章 コード表」により入力する。

(イ) 植樹内容

植樹施設が設置されている場合、植樹内容を「第5章 コード表」により入力する。

ケ 路線接続

当該ブロックが市町界にある場合のみ、相手側ブロックに関する下記事項を起点側・終点側別に入力する。

(ア) 県名・市町名コード

「第5章 コード表」を参照に入力する。ただし、他県と路線接続している場合には、「第5章 コード表 4. 他県コード」を参照し入力する。

(イ) 事務所・支所コード

「第5章 コード表」を参照に入力する。ただし、他県と路線接続している場合には記入しない。

(ウ) 路線番号

「第5章 コード表」を参照に入力する。ただし、他県と路線接続している場合には、「第5章 コード表 4. 他県コード」を参照し入力する。

(エ) ブロック番号

幅員図に記入された相手側のブロック番号を入力する。ただし、他県と路線接続している場合には入力しない。

(オ) 路線分割

幅員図に記入された相手側のブロックが路線分割している場合のみ、その分割番号を入力する。

コ ブロック重用

ブロック重用の場合、当該ブロックが重用している路線の路線番号・ブロック番号を入力する。

ただし、被重用区間が他の管理者の場合（静岡県道路公社を除く）は路線番号のみ入力する。（なお、ブロック重用の場合、システムの中でブロックの延長を重用・被重用で比較している。）

サ 占用物件

単独占用物件（キャブ・ミニキャブを含む）が当該ユニットにある場合、「第5章 コード表」により入力する。

(2) 橋梁原票

橋梁原票は、当該ユニットが橋梁の場合、その詳細データの入力を行うために使用する原票である。

ア 入力コード

(ア) 作業区分

新規・修正・削除の区分（区分コードは「道路現況総括原票」と同様）

(イ) 原票区分

橋梁原表：2

(ウ) 単位区分

「道路現況総括原票」を参照のこと。

イ 基本コード

「道路現況総括原票」を参照のこと。

ウ 橋梁名称データ

(ア) 橋梁番号

橋梁は道路保全課が指定する5桁の橋梁番号を付する。

なお、分割番号「2」、「3」の橋梁については「1」と同様の橋梁番号を使用すること。

(イ) 橋梁名称（カタカナ入力）

橋梁の名称をカタカナ及び英数字（1バイト系）を用い、左詰めで最大20文字で入力する。

<例>

〇〇〇〇ハシ、□□□〇ハシBOX、△△〇〇カキョウ、

〇〇〇〇サトウキョウ、□□□〇1コウキョウなど（〇は空白を示す）

ただし、「ハシ」「キョウ」の文字は必ず入力すること。

(ウ) 橋梁名称（漢字入力）

橋梁名称を漢字（2バイト系）を用い、左詰めで最大15文字で入力する。ただし、原則として「橋」・「高架橋」・「栈道橋」・「BOX」等、カタカナで入力した名称に合わせる。

(エ) 箇所名

橋梁のある箇所名をカタカナ文字（1バイト系）を使用して左詰めで最大10文字で入力する。

エ 構造形式等

構造形式等については、2種類まで入力が可能である。「構造形式Ⅰ」は、主たる形式（一般的には延長の長いものをⅠとする）「構造形式Ⅱ」は、その他の形式を入力する。

(ア) 橋梁種別

橋・高架橋・栈道橋の区分を「第5章 コード表」により入力する。

(イ) 路面位置

上路橋・中路橋・下路橋・二層橋の区分を「第5章 コード表」により入力する。

(ウ) 使用材料

鋼・コンクリート・PC等、使用材料を「第5章 コード表」により入力する。

(エ) 構造形式

床版橋・桁橋・トラス橋等・構造形式を「第5章 コード表」により入力する。なお、このコードは左詰めで入力する。

(オ) 床版材料

鋼系・コンクリート系等、床版材料を「第5章 コード表」により入力する。

(カ) 下部工基礎

直接基礎・オープンケーソン等下部工基礎を「第5章 コード表」により入力する。

(キ) 下部工構造

重力式・逆T式等、橋台または橋脚の構造を「第5章 コード表」により入力する。（原則として橋台をⅠに、橋脚をⅡとして入力する。）

(ク) 適用示方書類

橋梁を設計する際に使用した示方書を「第5章 コード表」により入力する。

- (ケ) 橋格
当該橋梁の橋格を「第5章 コード表」により入力する。
- (コ) 耐荷荷重
橋格が1～3の時のみ、耐荷荷重をトン単位で入力する。
なお、本要領の耐荷荷重は、車両の通行を許可する場合の技術的な方法である「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める算定方法により、標準車（車両の分類は「単車」、幅員2.5m、最遠軸距5.0m、隣接軸距2.5m、軸重配分2.0の車両をいう）が、A条件で通行できる場合において、補正係数 k_5 が1.0として求めた橋梁等の許可限度重量をいう。
- (サ) 現況
通行制限の有無等を「第5章 コード表」により入力する。
なお、歩道橋等の本来の目的が車両の通行に供しない橋梁については「通行制限なし」の取り扱いとする。
- (シ) 通行制限内容
当該橋梁に通行制限がある場合（（サ）で通行制限ありと入力するときに限る）、通行制限の内容を「第5章 コード表」により入力する。
- (ス) 最大支間長
当該橋梁の最大支間長を10cm単位で入力する。
- (セ) 径間数
当該橋梁が、通常の橋梁（高架橋または栈道橋でない）である場合のみ径間数を入力する。
- (ソ) 検査路
検査路の有無について「第5章 コード表」により入力する。
- (タ) 下部構造分離
下部構造分離の状況について「第5章 コード表」により入力する。
- オ 他域データ
当該橋梁の架設されている箇所が市町界・県界に位置する場合のみ相手市町に関する下記の事項を入力する。
- (ア) 県名・事務所名・市町名コード
「第5章 コード表」を参照に記入する。ただし、県界にある場合は「第5章 コード表4. 他県コード」を参照し入力する。
- (イ) 路線番号
上と同様に記入する。
- (ウ) 路線分割
相手市町が路線分割されている場合のみ、その分割番号を入力する。
- (エ) 他域橋長
当該橋梁のうち相手市町にある橋長を、小数点以下切り捨てで入力する。
- (オ) 管理者コード
当該橋梁が県界にある場合、管理者コードを「第5章 コード表」を参照に入力する。
- カ 属性
当該橋梁が越えている障害物について入力する。（河川コード・道路名コード・鉄道関係コードの混在は可能）
- (ア) 河川名コード
当該橋梁が河川（二級河川以上）を越えている場合、「第5章 コード表」によりコードを入力する。
- (イ) 道路名コード
当該橋梁が道路（一般県道以上）を越えている場合、「第5章 コード表」により入力する。
市町道などのその他道路（農道や林道などを含む）を超える場合は、コード8888を入力する。

(ウ) 鉄道事業者名コード・鉄道線名コード

当該橋梁が鉄道（民鉄・専用が並列して存在する場合は、民鉄を優先する）を越えている場合、「第5章 コード表」により入力する。

キ 維持管理関係

当該橋梁の維持関係について、下記事項を入力する。

(ア) 塗装面積

当該橋梁の使用材料が「鋼」の場合、塗装面積（新設時のデータ）を入力する。塗装面積には高欄を含む。（ただし、ガードレールは除く）

(イ) 変更区分

塗装施工年度及び塗装の種類について、3回まで入力が可能となっている。変更区分欄は修正（入力したデータに間違いがあったときに使用）・補修（塗装塗り換えを行った場合）の別を「第5章 コード表」により入力する。

<修正>

照合一覧表により、修正したいデータの番号（1～3）を入力する。その際には、塗装種類・元号・年のすべてを入力すること。

<補修>

塗り換えによりデータを更新する際は、変更区分欄は空白とし、塗装種類・元号・年のすべてを入力する。システムに入力すると「1のデータが2に移行」、「2のデータが3に移行」、「3のデータが削除」の処理がされる。

(ウ) 塗装種類

当該橋梁の使用材料が「鋼」の場合、塗装種類を「第5章 コード表」により入力する。

(エ) 塗装年次

当該橋梁の塗装を施工した元号及び年度を入力する。（年号及び年度については建設年次と同様）なお、塗り換えの場合で数ヶ年にまたがって施工する場合は、工事を開始した年度を入力する。

(オ) 補修の有無及び年度

当該橋梁において、本体を補修（または補強）した場合、元号及び年度を入力する。

<注> ここでいう「補修」とは、橋梁本体（床版を含む）の構造に対して行う補修または補強であり、地覆・高欄の補修や維持的な補修は含まない。また、拡幅などを行った場合この欄に入力する。

ク 耐震対策

(ア) 落橋防止（橋座拡幅・変位制限構造・落橋防止構造・その他）

当該橋梁において、落橋防止が施工されている場合、「第5章 コード表」により入力する。

(イ) 橋脚巻立材料

RC、鋼板等、橋脚巻立材料を「第5章 コード表」により入力する。

(ウ) 橋脚補強時期

当該橋梁の橋脚補強を施工した元号及び年度を入力する。（年号及び年度については建設年次と同様）

(エ) 橋脚補強適用基準

橋脚補強を設計する際に使用した適用基準を「第5章 コード表」により入力する。

(3) トンネル原票

トンネル原票は、当該ユニットがトンネルの場合その詳細データの入力を行うために使用する原票である。

ア 入力コード

(ア) 作業区分

新規・修正・削除の区分（区分コードは「道路現況総括原票」と同様）

(イ) 原票区分

トンネル原票：3

- (ウ) 単位区分
「道路現況総括原票」を参照のこと。
- イ 基本コード
「道路現況総括原票」を参照のこと。
- ウ トンネル名称データ
 - (ア) トンネル番号
トンネルは、すべて指定されたトンネル番号を付する。
 - (イ) トンネル名称（カタカナ入力）
トンネルの名称をカタカナ及び英数字（１バイト系）を用い、左詰めで最大20文字で入力する。
。
 - <例>
〇〇□トンネル、□□□□ズイドウ、△△△□□ロウ□トンネルなど。（□は空白）
ただし、「トンネル」または「ズイドウ」の文字は必ず入力すること。
 - (ウ) トンネル名称（漢字入力）
トンネル名称は漢字（２バイト系）を用い、左詰めで最大15文字で入力する。ただし、原則として「トンネル」や「隧道」等、カタカナで入力した名称に合わせること。
 - (エ) 箇所名
トンネルのある箇所名をカタカナ文字（１バイト系）を用い、左詰めで最大10文字で入力する。
。
- エ 構造形式
 - (ア) トンネル分類
トンネルの分類について「第５章 コード表」により入力する。
 - (イ) 有効高さ
当該トンネルにおける有効高さをcm単位で入力する。
 - (ウ) 有効幅員
当該トンネルにおける有効幅員を10cm単位で入力する。
 - (エ) 有効面積
当該トンネルにおける有効面積を m^2 単位で入力する。
 - (オ) 壁面区分
当該トンネルにおける壁面区分を「第５章 コード表」により入力する。
 - (カ) 現況
通行制限の有無を「第５章 コード表」により入力する。
なお、歩行者用トンネルなど本来の目的が車両の通行に供しないものについては「通行制限なし」の取り扱いとする。
- オ 他域データ
当該トンネルの箇所が市町界・県界に位置する場合のみ相手市町に関する次の事項を入力する。
 - (ア) 県名・事務所名・市町名コード
「第５章 コード表」を参照に記入する。ただし、県界にある場合は「第５章 コード表 4. 他県コード」を参照し入力する。
 - (イ) 路線番号
上と同様に記入する。
 - (ウ) 路線分割
相手市町が路線分割されている場合のみ、その分割番号を入力する。
 - (エ) 他域延長
当該トンネルのうち相手市町にある橋長を、小数点以下切り捨てで入力する。
 - (オ) 管理者コード
当該トンネルが県界にある場合、管理者コードを「第５章 コード表」を参照し入力する。

カ 内部施設

当該トンネルの内部施設について、次の内容に関するデータを入力する。

(ア) 照明施設

照明施設の有無及び照明の種類について「第5章 コード表」により入力する。

(イ) 換気施設

換気施設の有無及び施設の種類について「第5章 コード表」により入力する。

(ウ) 通報装置（非常電話・押しボタン式通報装置・火災感知器）

各通報装置の有無について「第5章 コード表」により入力する。

(エ) 警報装置（警報表示板・点滅灯・音発生装置）

各警報装置の有無について「第5章 コード表」により入力する。

(オ) 消火設備（消火器・消火栓）

各消火設備の有無について「第5章 コード表」により入力する。

(カ) その他設備

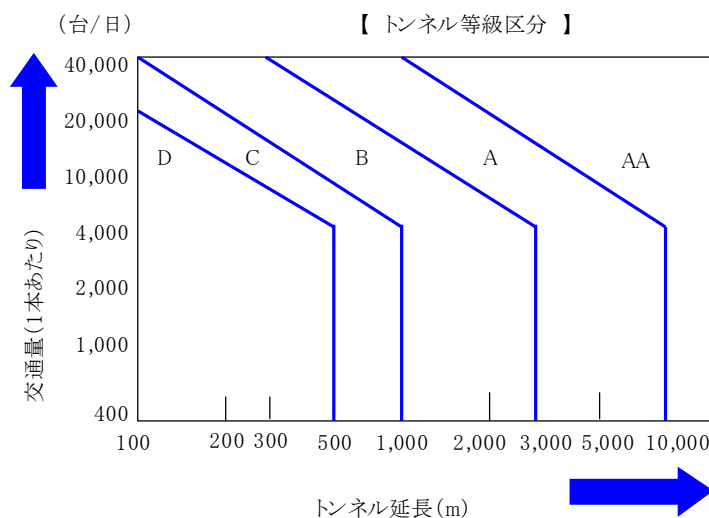
次に述べる各種装置について「第5章 コード表」により入力する。

（ある場合には1を入力）

- ・水噴霧装置（自動：1、手動：2）
- ・避難誘導設備（誘導表示板・排煙設備または避難通路）
- ・非常用電源装置
- ・給水栓
- ・無線通信補助
- ・ラジオ再放送設備
- ・拡声装置
- ・監視装置
- ・トラフィックカウンター
- ・簡易CO濃度計
- ・CO濃度計

(キ) トンネル等級区分

トンネルの延長及び交通量をもとに下記グラフより該当するトンネル等級を入力する。なお、トンネルの等級はD・C・B・A・AAの5種類である。



(4) 踏切道原票

踏切道原票は、当該ユニットが踏切道の場合その詳細データの入力を行うために使用する原票である。

ア 入力コード

(ア) 作業区分

新規・修正・削除の区分（区分コードは「道路現況総括原票」と同様）

(イ) 原票区分

踏切道原票：4

(ウ) 単位区分

「道路現況総括原票」参照のこと。

イ 基本コード

「道路現況総括原票」を参照のこと。

ウ 踏切道名称データ

(ア) 踏切道番号

踏切道は、すべて指定された踏切道番号を付する。

(イ) 踏切道名称（カタカナ入力）

踏切道の名称はカタカナ及び英数字（1バイト系）を用い、左詰めで最大20文字で入力する。

<例> ○○○ㇿフミキリ、□□□ㇿ1ゴウㇿフミキリなど。（ㇿは空白）

ただし、「フミキリ」の文字は必ず入力すること。

(ウ) 踏切道名称（漢字入力）

踏切道名称は漢字（2バイト系）を用い、左詰めで最大15文字で入力する。ただし、原則として「踏切道」等、カタカナで入力した名称に合わせること。

(エ) 箇所名

踏切道のある箇所名はカタカナ文字（1バイト系）を使用し、左詰めで最大10文字で入力する。

エ 鉄道事業者等

道路と交差する鉄道について、下記により入力する。なお、当該箇所で複数の鉄道事業者または鉄道線名のあるものは、それぞれ2番目・3番目に入力する。

(ア) 鉄道事業者名・鉄道線名

鉄道事業者・鉄道線名について「第5章 コード表」を参照し入力する。

(イ) 単複線区分

当該箇所の鉄道の単・複を「第5章 コード表」により入力する。

オ 踏切形式等

当該箇所の踏切の種別等について（ア）から（ウ）は「第5章 コード表」により、（エ）から（ク）は直接数値をそれぞれ入力する。

(ア) 踏切道種別

(イ) 歩道施設

(ウ) 見とおし距離

踏切側からの列車の見とおし距離を、起点側・終点側別左右別に入力する。

(エ) 対道路幅員差

当該踏切道と踏切の前後にある道路との幅員差（踏切の幅員を基準とする）をプラス・マイナス（±）記号と、10cm単位の数値で入力する。なお、幅員差がない場合（±0）、記号の欄はスペース、数字の欄は00を入力する。

(オ) 交差角度

交差角度を度（°）単位で入力する。（1° < 交差角度 ≤ 90°）

(カ) 道路勾配

踏切道に向かって上りをプラス（+）下りをマイナス（-）とし、起点側・終点側別にパーセント単位で入力する。勾配のない場合（±0）、記号の欄はスペース、数字の欄は00を入力する。

(キ) 交差点距離

踏切道の起終点から50m以内にある道路交差点（立体交差を除く）を対象とし、起点側・終点

側別に踏切道の起終点から道路交差点の中心点までの距離を入力する。

(ク) 遮断時間

調査期日（４月１日、ただし休日に当たる場合は翌日）における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。ただし、実測が困難な場合には次の式により算出したものでよいものとする。

＜算出＞ １日の列車通行回数×１分＝遮断時間

(５) キー変換原票

既存の基本コード（旧コード）を、指定した他のコード（新コード）に変換するための原票である。

ア 処理区分

キー変換原票：１

イ パターン

基本コードの変換範囲を指定する。旧コードと新コードは同じ範囲を指定すること。

パターン１：事務所・支所・路線番号・ブロック・ユニット・分割番号を指定する。

パターン２：事務所・支所・路線番号・ブロックを指定する。

パターン３：事務所・支所・路線番号を指定する。

パターン４：事務所・支所を指定する。

パターン５：事務所を指定する。

ウ 旧コード・新コード

旧コードには変換前のキーコードを記入し、新コードには希望するキーコードを指定して記入する。

パターンとキーコードの関係は下記の通りである。

パターン	事務所	支所	路線番号	ブロック	ユニット	分割番号
１	数字	数字	数字	数字	数字	数字
２	数字	数字	数字	数字	***	*
３	数字	数字	数字	**	***	*
４	数字	数字	****	**	***	*
５	数字	数字	****	**	***	*

(注) 指定しない項目については、アスタリスク「*」詰めにする。

ユニットの枝番・同一ユニットの分割がある場合は、変換漏れが無いようにしてください。

側道橋ができた場合は、本橋を「分割１」に変換して下さい。

(６) 起・終点変換原票

現在の基本コードを、路線単位・ブロック単位で起終点を入れ替え、同時にユニットの枝番をなくし、ユニットを振り直すための原票である。

ア 処理区分

起・終点変換原票：２

イ パターン

基本コードの変換範囲を指定する。

パターン２：１ブロック内の起終点を入れ替え、同時にブロック内のユニットの枝番をなくし、ユニットを振り直す。

パターン３：１路線内の起終点を入れ替え、同時に路線内のブロック番号とブロック内のユニット番号を振り直し、枝番をなくす。

パターンとキーコードの関係は下記の通りである。

パターン	事務所	支所	路線番号	ブロック	ユニット	分割番号
2	数字	数字	数字	数字	空白	空白
3	数字	数字	数字	空白	空白	空白

(注) 1路線のブロック数または1ブロックのユニット数が99を越える場合は、キー変換により99以下としてから起終点変換を行う。

(7) 枝番振り直し原票

1ブロック内のユニットの枝番をなくして、ユニット番号を振り直すための原票である。

ア 処理区分

枝番振り直し原票：3

イ パターン

パターン2：1ブロック内のユニットの枝番をなくして、ユニット番号を振り直す。

(注) 1ブロックのユニット数が99を越える場合は、キー変換により99以下としてから枝番振り直しを行う。

(8) ユニットの變更の仕方

ア 改良による変更

(ア) 旧ユニット 11を改良した場合

	10	11	12	
旧				
A	10	11	11-1	12
B	10	11-1	11-2	12

Aの場合 旧ユニット11の修正原票と新ユニット11-1の新規原票合わせて2枚作成する。

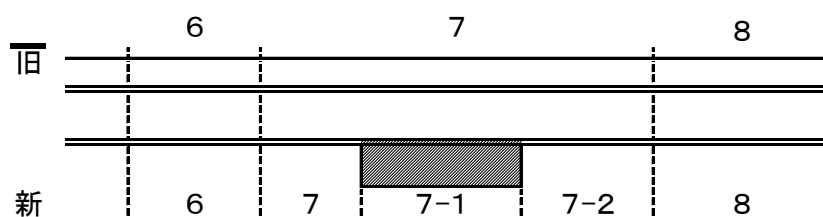
Bの場合 旧ユニットの削除原票と新ユニット11-1・11-2の新規原票合わせて3枚作成する。

(イ) 旧ユニット 2・3・4を改良した場合

	1	2	3	4	5
旧					
新		2		4	5

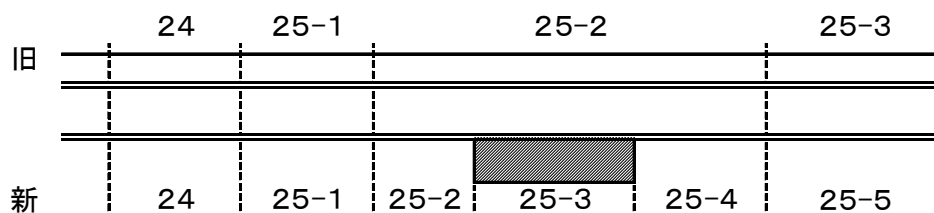
この場合 旧ユニット2と4の修正原票と旧ユニット3の削除原票合わせて3枚作成する。
修正原票は必要としない。

(ウ) 旧ユニット 7 の内を改良した場合



この場合 旧ユニット 7 の修正原票と新規ユニット 7-1 ・ 7-2 の新規原票合わせて 3 枚作成する。

(エ) 旧ユニットが枝番 25-2 を改良した場合



この場合 旧ユニット 25-2 ・ 25-3 の修正原票と新ユニット 25-4 ・ 25-5 新規原票合わせて 4 枚作成する。

イ 舗装による変更

	9	10	11	12
旧				
A	9	10	11	12
B	9	10		12
C	9	10	11	12
D	9	10	11	12
E	9	10	11	12
F	9	10	11	12
G	9	10	11	12
H	9	10	11	12
I	9	10	11	12

(ア) 図A

旧ユニット10に舗装、この場合ユニット10の修正原票を作成する。

(イ) 図B・図C

旧ユニット10・11に舗装

図Bの場合ユニット10の修正原票と11の削除原票合わせて2枚作成する。

図Cの場合ユニットの10・11 1の修正原票を作成する。

(ウ) 図D・図E

旧ユニット10と11のユニットの中間地点まで舗装。

図Dの場合ユニット10・11の修正原票を作成する。

図Eの場合ユニット10・11の修正原票と新ユニット11-1の新規原票合わせて3枚作成する。

(エ) 図F・図G・図H

旧ユニット10の間を舗装

図F・図Gの場合ユニット10の修正原票と新ユニット10-1の新規原票を作成する。図Hの場合ユニット10の修正原票と新ユニット10-1・10-2の新規原票合わせて3枚作成する。

(オ) 図I

旧ユニット11の間を舗装

図Iの場合ユニット10・11の修正原票と新ユニット10-1・11-1の新規原票合わせて4枚作成

する。

(カ) 旧ユニットが枝番のものを舗装

前記(8)-ア-(エ)と同様の方法で原票を作成する。

ウ その他・注意

(ア) ユニット番号は3桁で構成し末尾1桁を枝番とする。新規道路台帳作成時には使用しない。

(イ) ユニット番号は起点から上昇配列とする。